

個人企業経済調査 見直し後の調査計画

1 調査の名称

個人企業経済調査

2 調査の目的

個人企業の経営の実態を明らかにし、個人企業に関する基礎資料などを得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる次の産業を主たる事業とする個人経営の事業所

- ・「大分類 D - 建設業」
- ・「大分類 E - 製造業」
- ・「大分類 G - 情報通信業」
- ・「大分類 H - 運輸業，郵便業」
- ・「大分類 I - 卸売業，小売業」
- ・「大分類 J - 金融業，保険業」
- ・「大分類 K - 不動産業，物品賃貸業」
- ・「大分類 L - 学術研究，専門・技術サービス業」
- ・「大分類 M - 宿泊業，飲食サービス業」
- ・「大分類 N - 生活関連サービス業，娯楽業」
- ・「大分類 O - 教育，学習支援業」
- ・「大分類 P - 医療，福祉」(病院，一般診療所，歯科診療所を除く)
- ・「大分類 Q - 複合サービス事業」
- ・「大分類 R - サービス業(他に分類されないもの)」

4 報告を求める者

(1) 数

約 37,000 (母集団数：約 2100,000)

(2) 選定の方法 (全数 無作為抽出 有意抽出)

事業所母集団データベースから作成した母集団名簿に基づき、都道府県別に売上高階級(2区分：90%点未満か否か)及び産業(6区分)の各層から調査標本

を抽出する。

なお、層内の標本規模を一定数確保するものとし、都道府県毎の個人経営の事業所数により標本を傾斜配分する。傾斜配分された標本を、さらに売上高階級及び産業の各層毎に均等配分する。ただし、層内の標本規模が少ない場合は、当該都道府県における売上高階級の分位点を調整するものとする。

産業（6区分）：「大分類D」、「大分類E」、「大分類I」、「大分類M」、「大分類N」の5区分及び「大分類G、H、J、K、L、O、P、Q、R」をまとめて1区分として取り扱い、計6区分とする。

標本交替による断層を抑えるため、3か年の間継続して調査を行う。なお、廃業等により調査することができない事業所については、代替の事業所を追加抽出する。

平成31年度に調査を行う事業所の3分の2は、1か年又は2か年の間継続して調査する。平成32年度以降は、調査期間が満了した事業所（3分の1）を対象として、交替を行う。

（3）報告義務者

調査事業所の事業主又事業主に代わる者が報告しなければならない。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

ア 営業上の収支、棚卸及び設備取得に関する事項

イ 事業の内容その他の事業所に関する事項

ウ 個人企業主及び従業者に関する事項

（2）基準となる期日又は期間

毎年6月に調査を実施（以下、調査日。）し、「事業所」及び「個人企業主及び従業者」に関する事項は調査日の属する年の6月1日現在によって行い、「営業上の収支、棚卸及び設備取得」に関する事項は、前年の12月末日現在（ただし、棚卸高については前年及び一昨年（12月末日現在、またはその直近の棚卸高を把握した日）によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

（1）調査組織

総務省 - 民間事業者 - 報告者

（2）調査方法（ 調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ） ）

調査は、総務大臣が、民間事業者を活用し、調査票を調査事業所に送付し、回収

することにより行う。

ただし、調査事業所が政府統計共同利用システムにより報告した場合は、政府統計共同利用システムから当該調査対象に係る報告を求める事項を入手する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査日の属する年の5月20日～6月末日

8 集計事項（詳細については別紙3参照）

(1) 基本集計

次の事項について、産業別に、全国、地方、都市階級及び都道府県別集計を実施する。

ア 営業収支に関する事項

(ア) 売上金額及び仕入金額

(イ) 棚卸高

(ウ) 設備取得状況

(エ) 営業経費

(オ) 営業利益

イ 従業者に関する事項

(ア) 従業者数

(2) 詳細集計

次の事項について、産業別に、全国、地方、都市階級及び都道府県別集計を実施する。

ア 事業の内容その他の事業所に関する事項

(ア) 事業所の状況

(イ) チェーン組織への加盟の有無

(ウ) 営業（操業）日数及び時間

(エ) 事業の内容

(オ) 受託の状況

(カ) パーソナルコンピューターの使用の有無

(キ) 営業用土地・建物の所有形態

(ク) 営業用建物と自宅用建物の別

(ケ) 事業経営上の問題点

(コ) 今後の事業展開

(サ) 法人化の予定

イ 営業収支に関する事項

(ア) 売上金額及び仕入金額

(イ) 棚卸高

(ウ) 設備取得状況

(エ) 営業経費

(オ) 営業利益

ウ 個人企業主及び従業者に関する事項

(ア) 事業主の男女の別及び年齢

(イ) 後継者の有無

(ウ) 従業者数

(エ) 従業者の採用・離職状況

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

インターネット（e-Stat）及び印刷物により公表する。

(2) 公表の期日

調査日の属する年の年内に基本集計結果を公表し、詳細集計結果については年度内に公表する。

ただし、平成 31 年調査結果については、31 年及び 32 年の 2 年分の調査結果を基に、比較・分析し公表内容等について検討するため、公表時期を 32 年 9 月とする。なお、概数集計結果は 31 年度内に公表する。

10 使用する統計基準

調査対象の範囲の確定及び集計結果の産業別の表示において、日本標準産業分類に基づいたものとするが、大分類及び中分類項目の一部については、分類項目を集約等して表章に利用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	2年	総務省統計局長
調査票の内容が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長
結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録	永年	総務省統計局長

12 内閣府へのデータ提供

国民経済計算推計に用いる営業状況等のデータについては、概算集計として優先的に整備をし、調査年の10月を目途に内閣府に提供する。